

二十五番 近藤 満里でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務部所管事項について申し上げます。

長野市地域防災計画は、社会状況の変化や国、県の防災対策の動向などを反映させるため、おおむね五年ごとに見直すこととなっており、現在、平成十八年度以来の見直しを行っているところであります。本年三月に発生した東日本大震災では、これまでの経験や常識では考えられない大津波や原子力発電所の事故が発生しました。この大震災を契機に市民の防災への関心が高まるとともに意識が大きく変化しております。そこで、新しい地域防災計画案ができた段階で、市民の意見を聴くなど防災に関するニーズの把握に努めるよう要望しました。

また、計画を作成していく上で、東日本大震災の被災地から学べるものは参考にし、計画に反映していくよう併せて要望いたしました。

次に、地域振興部所管事項について申し上げます。

住民自治協議会の事務局長は、事務の統括を初め、事業の企画・調整、事務局の人事管理などを担っていただく同協議会の核となる人材であります。現在、既に二十二の地区で事務局長を設置しておりますが、その多くは年間数万円程度の活動費で、非常勤として事務を遂行していただいている状況であります。

一方、事務局長が担うべき業務の内容や量、勤務時間などについては、地区によってばらつきがあるなど不明確な面も見受けられます。市では、将来的な支援の内容等を見極めていくことを目的に二年間の試行期間を設け、財政支援を行っていくことが検討されております。

住民自治協議会における事務局長の設置支援には、同協議会の自立促進や運営及び活動の継続性を担保する面で期待できますことから、その支援の内容等について十分に調査・検討を行うよう要望いたしました。併せて、事務局長の人選に苦慮する地区に対しては、できる限りの支援も行っていくよう要望した次第です。

次に、消防局所管事項について申し上げます。

消防局では、昭和六十二年から火災や地震等の際に災害時要援護者の安全を確保するために、災害時要援護者対策要綱を制定しております。これにより、火災発生時等

において迅速な避難行動が行えるよう支援してまいりました。一方、保健福祉部では災害時要援護者支援事業により、災害時に高齢者や身体障害者の方々などを支援するための事業を行っております。

この両部局における災害時要援護者支援は、目的や対象者などに若干の相違がありますが、本年三月に発生した東日本大震災などの状況を鑑みますと、市を挙げての支援対策の強化が急務であります。

そこで、災害時要援護者に関する情報を保健福祉部の協力を得て、常に最新の対象者の実情を把握していくよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第二十七号 次世代型電車システム（LRT）導入と長野市の新たな交通体系についての請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は市に対して対応を求めていますので、それを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

次に、請願第二十四号 新長野市民会館の建設を建設基本計画どおり平成二十六年度末までにしゅん工するよう事業推進を求める請願、請願第二十五号 新しい長野市民会館の建設基本計画に基づく早期建設実現を求める請願及び請願第二十六号 第一庁舎・長野市民会館建設基本計画の見直しを求める請願、以上三件について申し上げます。

以上、三件の請願につきましては、一括して審査を行いました。

初めに、請願第二十四号及び請願第二十五号を共に採択すべきものとし、請願第二十六号を不採択とすべきものとして、「請願第二十四号及び請願第二十五号の請願者の願意は、文化芸術拠点として質の高いホールを早期に建設してほしいということである。市民からは、現在、ホクト文化ホールや若里市民文化ホールなどに予約が集中し、会場の確保に苦労しているとの声が寄せられている。また、市民会館は防災拠点ともなる大事な施設である。議会では、本年一月臨時会において旧市民会館の供用を廃止することに伴う条例改正を特別多数議決で、三月定例会では両施設の基本設計等に関する予算をそれぞれ可決し、九月定例会では両施設の建て替えの是非を問う住民投票条例を否決してきたことは紛れもない事実である。今後は、建設基本計画に沿って論議をしていくべきである。」との意見が出されました。

一方、請願第二十四号及び請願第二十五号を共に不採択とすべきものとし、請願第二十六号を採択すべきものとして、「市民会館閉館後の市内外のホールの稼働率を見ても、予約するのに四苦八苦するほど上がっているとは思えない。市民会館がなくても地域にある公民館や小・中学校などを活用すれば、工夫次第で地域において手づくり

の文化を醸成することができる。長野市民会館の一極集中ではなく、むしろ篠ノ井市民会館のようなところを整備していった方がいいのではないか。合併特例債の発行期限が五年間延長されることによって、施設の規模、内容、建設場所などを十分検討し直すことができ、また市民の意見を聴く時間が持てる。多額の費用を投入する計画なのだから、建て替えや合併特例債の活用について合意形成が不可欠ではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行ったところ、請願第二十四号及び請願第二十五号については、共に賛成多数で採択すべきものと決定し、請願第二十六号については、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

なお、請願第二十四号及び請願第二十五号は共に市に対して対応を求めておりますので、それらを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

次に、請願第二十八号 合併建設計画の期間延長を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「今までは、合併特例債を活用するために平成二十六年年度までに市役所第一庁舎及び長野市民会館を建て替えなければならないという条件があったが、合併特例債の発行期限が延長されることによって、この前提条件が崩れるわけだから、延長期間を利用して市民合意を得ながら建設基本計画を検討し直すのは当たり前である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「市役所第一庁舎及び長野市民会館を早く建て替えてほしいという市民の意見がある。合併特例債の発行期限を延長することによって、両施設の建設基本計画が立ち往生することがあってはいけないため、肅々と計画を進めるべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行ったところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、請願第二十九号 国に対し、消費税増税反対の意見書を提出することを求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「東日本大震災で打撃を受けた地域では、今でも深刻な暮らしが続いている。また、全国的には非正規雇用労働者が多く、貧困率はアメリカと同様に高い。さらに、生活保護受給者も二百五万人と増える一方で、戦後の一時期と同じ状況にある。そのような状況下で、社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障を後退させて消費税を十パーセントに上げることになれば、ますます経済は衰退し、暮らしは大変になってしまふ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「ヨーロッパでは消費税が十五パーセントから二十パーセント台の国が多い。デンマークなどでは目的税を採用しているが、日本もいずれそいつたものを構築しながら、安定した財源を確保していかないと、一千兆円

を超える借金を返してはいけない。この借金を返しながら、福祉を充実させていかなければいけないため、税率はともかくとして消費税を上げる必要がある。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「消費税の問題は、複雑な要素を含んでおり、国でもこれから大きな議論になることが予想される。地方においてもこれからの行財政運営をどうするか議論していく必要があるため、これは一旦継続審査にして、今後、将来を見据えて議論を深めていくべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、同じく賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。